

◆規 約

第 1 条 (名 称 ・ 所 在 地)

本倶楽部は、有限会社ライフタイムスポーツデザイン研究所傘下の「ジュネススポーツ倶楽部」と称し、名古屋市東区東大曽根町 29 番 11 号に事務所を置きます。

第 2 条 (目 的)

本倶楽部は、主として自発的なスポーツ活動を通して、スポーツの技能技術を高め、日常生活の中でスポーツを楽しみ、会員の健康・体力の維持、増進と相互の親睦を図り、明るく豊かな生活の実現に資するとともに、地域スポーツの普及振興に寄与することを目的とします。

第 3 条 (事 業)

本倶楽部は、定期的にスポーツ活動を行い体育の基本的な技能技術の指導を行うとともに、研究会や講習会、また各種のスポーツ、レクリエーションの行事の開催、各記録会や競技会への参加など、本倶楽部の目的の達成のために必要な事業を行います。

第 4 条 (事 業 年 度)

本倶楽部の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わります。

第 5 条 (入 会 資 格)

本倶楽部の入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。

- ① 各教室において別途定める資格を満たすこと。
- ② 本倶楽部の定める活動に参加できる健康状態であることを、本倶楽部に申告すること。
- ③ 本規約に了承いただくこと。

第 6 条 (入 会 ・ 継 続 手 続)

本倶楽部に入会・継続するためには、所定の申込方法により手続きを行い、本倶楽部が認めた場合に会員となります。尚、審査の内容は開示されません。

第 7 条 (個 人 情 報 保 護)

本倶楽部の保有する会員の個人情報、本倶楽部の運営目的※以外に利用したり、同意なく第三者に情報を提供することはありません。

本倶楽部は、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適切に管理します。

※指定金融機関へのデータ提出・保険関係への書類提出・グラウンド確保または使用時・その他施設等への名簿提出・当社に関するお問い合わせ等への対応

第 8 条 (肖 像 権)

本倶楽部は、活動中に撮影した写真または動画を、広報活動、ホームページ、SNS、パンフレット等に使用することがあります。使用に支障がある場合は事前に申し出るものとします。

第 9 条 (諸 費 用)

- ① 各教室の月会費を含む諸費用（以下「諸費用」という）は別に定めます。
- ② 月会費は、隔月（偶数月）10 日に所定の方法により納入するものとします。
- ③ 納入された諸費用は法令の定め、または本倶楽部が認める理由がある場合を除き返還は致しません。

第 10 条 (保 険 料)

会員は、入会の月日に関わりなく保険料は各教室規定額を納め、効力はその該当年度内とします。

第 11 条 (指 導 日 時 と 開 催 回 数)

会員は、定められた曜日、時間に指導を受けることができます。また、年間の開催回数は 38 回を下らないこととします。※教室により変わる

第 12 条 (指 導 内 容)

本倶楽部の定めるカリキュラムに基づき、年齢、技能技術、各クラスなどに応じて指導内容を定め指導します。

第 13 条 (休 会 と 退 会)

会員は、休会又は退会をしようとする場合には、別に定める休会・退会届に必要事項を記入し、前月末日までに提出するものとします。但し、休会の場合は別途休会費が必要です。

- ① 休会届の有効期限は 1 ヶ月以内とします。但し、1 ヶ月を超える場合は変更しなければなりません。
- ② 届け出がなく、2 ヶ月以上休んだときには退会したものとします。

第 14 条 (会 員 証)

会員には、会員証およびスポーツ手帳を発行します。但し、一部の教室を除きます。

第 15 条 (教 室 の 中 止)

本倶楽部は、次の各号のいずれかにより教室を開催することが困難またはすべきでない判断するときは、中止することができます。その場合は法令の定め、または本倶楽部が認める理由がある場合を除き、諸費用の返金是不行なものとします。但し、本倶楽部が特に必要と認めた場合はこの限りではありません。

- ① 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等が、つたとき、またはその恐れがあるとき。
- ② 社会情勢の著しい変化があったとき、またはその恐れがあるとき。
- ③ その他、本倶楽部が教室開催することが困難または開催すべきでない事情が生じたとき、またはその恐れがあるとき。

第 16 条 (厳 守 事 項)

会員は、次の事項全てを守らなければなりません。

- ① 会場内では指導員の指示に従い、ルールを守りマナーを良くすること。
- ② 秩序とチームワークを守り、本倶楽部の目的に沿うよう努力すること。
- ③ 本倶楽部の合理的な指示・指導に従うこと。

第 17 条 (会 員 資 格 の 喪 失)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合はその資格を失います。

- ① 本規約違反
- ② 退会
- ③ 除名
- ④ 死亡
- ⑤ 本倶楽部の解散

第 18 条 (責 任 事 項)

本倶楽部は、次の事項について責任を負います。

- ① 会場内で発生した盗難、負傷などについて本倶楽部は一切責任を負いません。但し、本倶楽部に故意または重大な過失があ

る場合は、加入する保険の補償範囲内で責任を負うものとします。

② 入会するとき又は利用するときは、本人及び保護者が健康管理に責任を持つこととし、持病や指導中での病気などに対して本倶楽部は一切責任を負わないこととします。

第19条（ 改 正 ）

本規約の改正、変更は、本倶楽部が定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第20条（ 発 効 ）

この規約は、2024年1月1日より発効します。